

目 黒 区	関係法令 建築基準法（以下「法」という。） 建築基準法施行令（以下「令」という。）
小屋裏収納の取扱い	法第 92 条 令第 2 条第 1 項第 3 号、4 号、6 号、8 号

階数、面積に不算入となる小屋裏収納の条件を以下のとおりとする。

1. 窓の大きさ

窓の面積の合計が、小屋裏物置の面積の 1 / 2 0 以下とする。

2. 窓の形状

換気のみを目的とした形状のもののみ設置可能とする。したがって、F I X やトップライトは不可とする。

3. はしご等

はしごを設置する場合は、可動はしご又は収納式とし、固定式のものとしなないこと。

4. 取扱要件の適用

共同住宅・長屋等に小屋裏収納を設ける場合は、各住戸が要件を満たすこと。

5. その他

その他の基準として「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例」を準用する。

※これらの取扱いは、目黒区において建築確認を受ける場合の取扱いであり、指定確認検査機関に建築確認を申請する場合は、申請先の機関に確認すること。